

## 浜松市病院事業会計決算整理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市病院事業会計規程（昭和43年浜松市規程第3号）第88条第7号の規定に基づき、決算の整理について市長が必要があると認める事項（以下「決算整理の項目」という。）を定めるものとする。

(決算整理の項目)

第2条 決算整理の項目は、次のとおりとする。

- (1) 建設仮勘定の整理
- (2) 診療報酬交付金又は政策的医療交付金の整理
- (3) 指定管理者負担金の整理
- (4) 補助金の整理
- (5) 消費税及び地方消費税の整理
- (6) 長期前払消費税の償却
- (7) 固定負債から流動負債への振替
- (8) 積立金の取崩し

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。